

伊達市新型コロナウイルス感染症対策支援事業

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた市内中小企業者を対象に県新型コロナウイルス対策特別資金を利用した事業者へ信用保証料の補助と利子補給を実施します。

1 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者へ支援制度（現行） 県の支援制度

- 福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金）
 - 【対象者】セーフティネット保証 4 号認定者（売上高 20%以上減）又は危機関連保証認定者（売上高 15%以上減）
 - 【資金用途】運転資金、設備資金
 - 【担保】審査により必要になる場合がある
 - 【信用保証料】信用保証協会の保証が必須（年 0.5%）
 - 【融資限度額】8000万円
 - 【金利】固定 年 1.5%以内

2 伊達市の支援制度

- 伊達市新型コロナウイルス感染症対策支援事業
福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金）を利用した対象者に信用保証料の補助、利子補給
 - ① 保証料率（年 0.5%）
 - 1 事業者 50 万円を上限に定額補助
 - ※県豪雨災害特別資金（台風第 19 号）に係る保証料補助と同様の支援。
 - ② 利子補給
 - 1 事業者 3 年間で 100 万円を上限に補助

担当 | 産業部商工観光課
電話 024-573-5632